

大阪府夢洲警察署（仮称）新築工事基本設計業務 公募型プロポーザルの概要

公共建築室 計画課

■ 計画概要

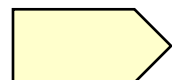
計画施設	大阪府夢洲警察署（仮称）新築工事
計画場所	大阪市此花区夢洲中一丁目
敷地面積	約3,000㎡
用途地域	商業地域・準防火地域（容：400%、建：80%）
構造（想定）	地上6階／地下1階・SRC造、RC造またはS造
延べ面積	約6,500㎡（附属施設含む：署長公舎、駐輪場他）
建物用途	事務所（警察署）
想定事業費	約61.9億円（税込み） ＊提案内容を拘束するものではない
事業概要	大阪府・大阪市では「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」について、2023年4月に国から認定を受け、同年9月にIR事業者と実施協定等を締結し、2030年秋頃のI R開業をめざして公民連携して取り組んでいる。 I R開業に伴い、国内外から多くの旅行者等が来訪することによる犯罪やトラブルの増加など治安・地域風俗環境の悪化への対策の一環として、I R開業に合わせて夢洲内に警察署を新設するもの。
その他 参考情報	・計画地は、夢洲地区におけるコンテナ車両の渋滞対策のため、R8.3月まで大阪港湾局にてコンテナ車両待機場として使用する。その後、大阪港湾局より大阪府警本部が計画地を購入予定である。 ・夢洲における安心・安全なまちの実現の一環として、夢洲警察署の建設工事と同時期に、計画地の隣接地にて大阪市が夢洲消防出張所の建設工事を予定している。 (IR関連参考サイト) ・大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画／大阪府ホームページ ・特定複合観光施設（I R） IR 整備の推進 インバウンド回復戦略 観光政策・制度 観光庁ホームページ

■ 位置図



北港テクノポート線「夢洲」駅より 徒歩約15分
出典：国土地理院ウェブサイト

■ 配置図



写真撮影位置（次ページ参照）

- ・計画地北西角の交差点の高さは、計画地GLとほぼ同じである。
- ・夢洲5号線の高さは、計画地北西角の交差点から東方向に向かって下っており、計画地の接道範囲は約0.3%程度、計画地より東側では約3%程度の縦断勾配となっている。
- ・夢洲4号線の高さは、計画地GLとほぼ同じで、平坦である。

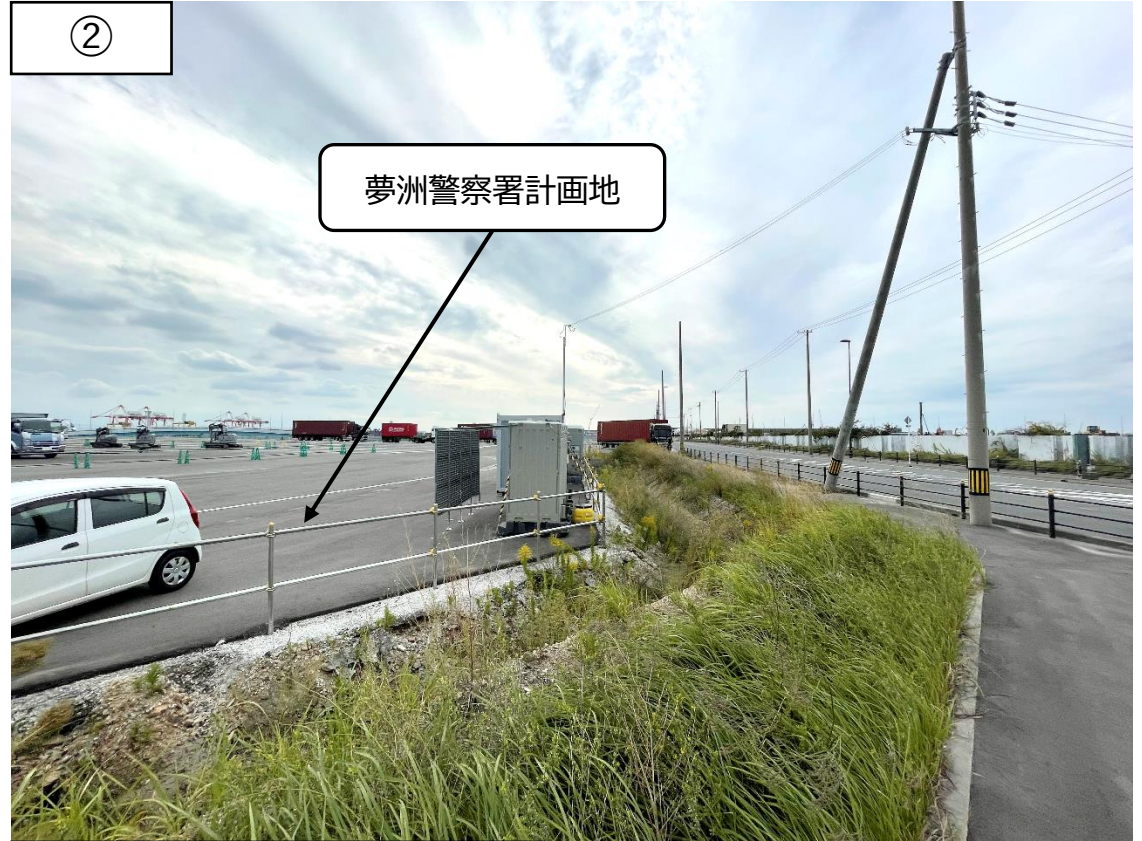
■ 現況写真

①



北東方向より計画地を望む

②



敷地北西角の交差点より計画地を望む

③



敷地北西角より交差点を望む

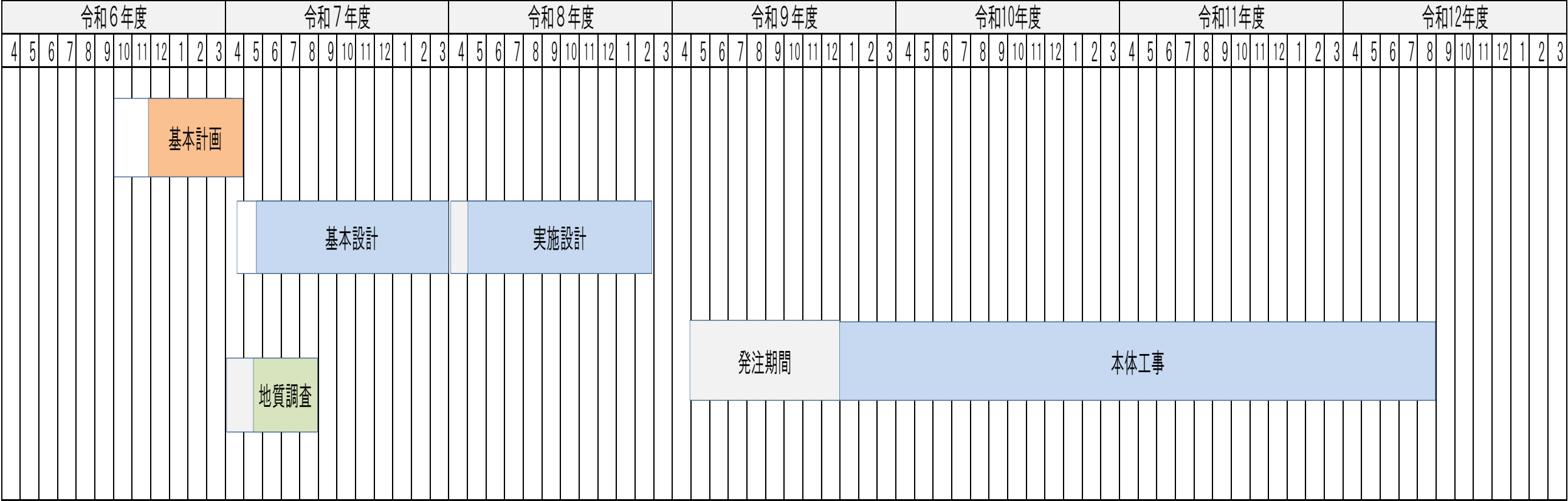
④



敷地北西角の交差点より南方向を望む

■スケジュール（案）

- ・2030年（令和12年）秋頃の I R 開業に合わせて夢洲内に警察署を新設する。
- ・計画地はR8.3月まで大阪港湾局にてコンテナ車両待機場場として貸し出す予定であるが、計画地内の端で地質調査を実施する予定である。
- ・下記スケジュールについては、適宜見直す可能性がある。



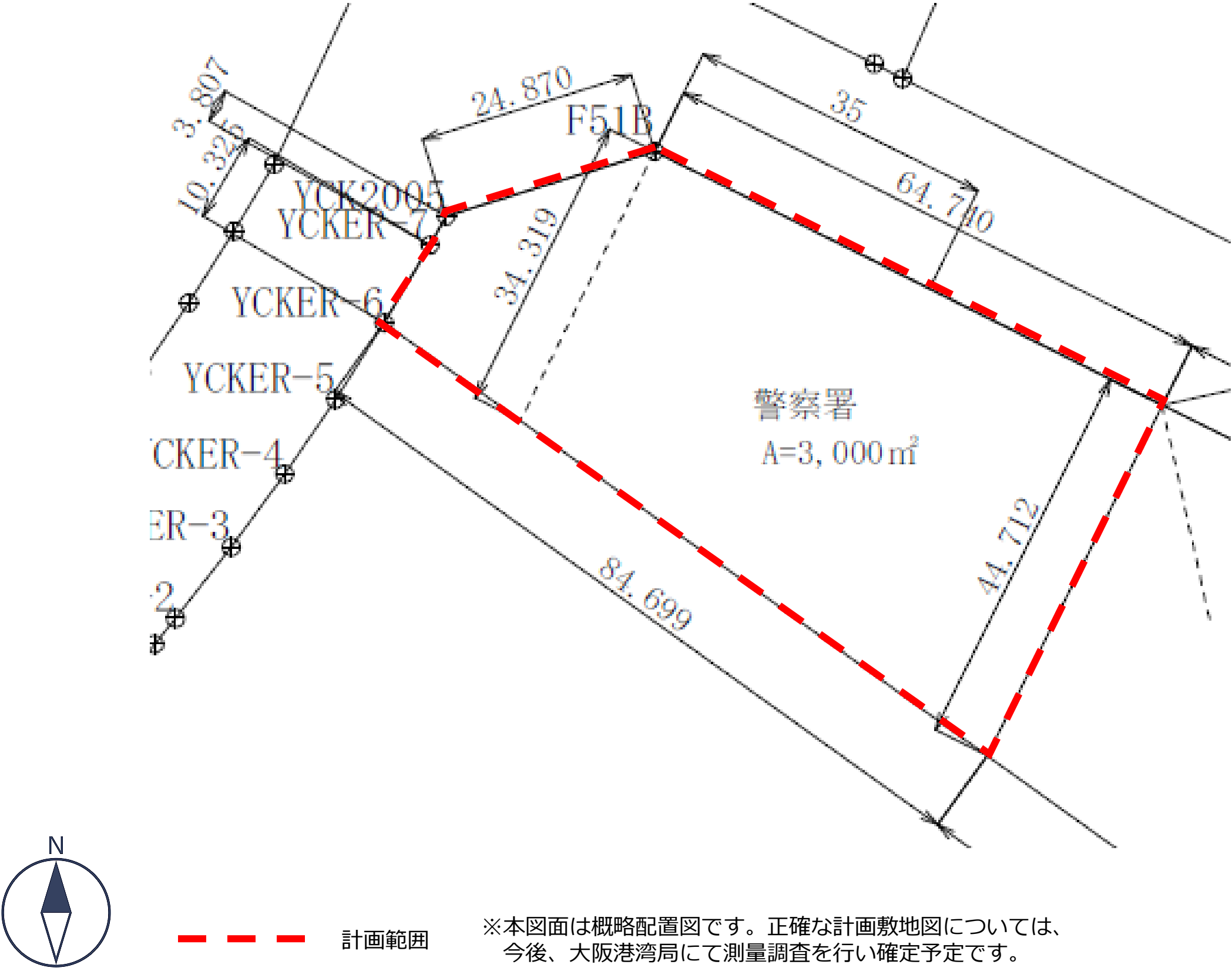
■ 計画諸室一覧

- ・新築工事により新たに必要とする諸室一覧を下記に示す。
- ・これは、施設の内容理解のために参考を示しているものであって、提案においては各室毎の平面プランを要求するものではない。
- ・警察関係車両駐車場及び設備スペースは、庁舎の地下階に設けてもよい。

項目			計画面積 (㎡)	警察署各部門の業務内容等
庁舎の構成	総務部門	総務課（公かい）	542.69	署員の庶務、相談や広報活動等（低層階）
		府民応接室	20.00	
		相談係	23.10	
	会計部門		86.49	手数料、遺失物や拾得物取扱い等（低層階）
	地域交通部門		236.67	地域のパトロールなど警察諸活動の第一線業務を担う交番の総括 交通規制、免許更新、交通の指導、違反取締り、車庫証明、交通事故捜査等（低層階）
	刑事部門		473.02	事件受理や各種犯罪捜査等
	生活安全部門		251.42	防犯に関する業務、少年補導、少年犯罪等の捜査等
	警備部門		153.22	警護、災害警備、雑踏警備等に関する業務
	船舶部門		48.17	水難事故者の救助、転覆事故等の捜索等
	特別警戒隊		95.02	街頭犯罪、重要犯罪等の検挙・抑止等
	署長室＋ 捜査会議室		89.10	
	捜査本部室		70.00	
	会議室		50.00	
	当直室（女子19.8㎡含む）		112.20	
	通信室		33.00	
	浴室		20.00	
	拾得物倉庫（動物保管庫含）		47.75	

項目		計画面積 (㎡)
庁舎の構成	食堂	52.50
	霊安室	25.00
	訓授室（剣道場） 道場（柔道場）	508.00
	保護室	20.00
	機械室＋空調機械室	355.00
	留置施設	530.80
	車庫	449.25
	自転車置場	50.00
	署長公舎	78.00
	音楽隊事務室	183.35
	音楽隊演奏場＋カラーガード 訓練場＋パート別演奏場	467.00
	小計	5,070.75
共用部分		1,462.36
玄関ホール、廊下、 階段、EV（3基または4基）		
便所		
合計		6,533.11

■ 計画敷地図



※本図面は概略配置図です。正確な計画敷地図については、今後、大阪港湾局にて測量調査を行い確定予定です。

■ 施設整備上の課題

- 計画地は埋立地の軟弱な地盤上にあるため、下記対策のほか、不同沈下対策なども考慮した計画とすること。

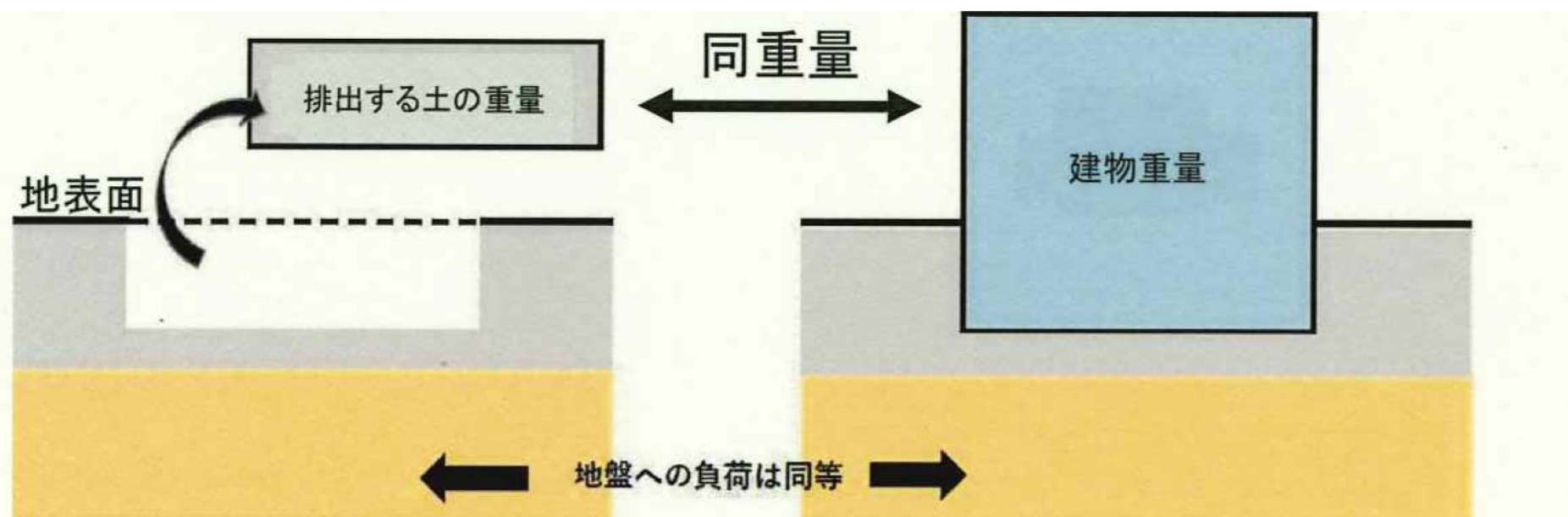
【地盤沈下対策について】

- 計画地である夢洲は、主に洪積層における長期的な地盤沈下が見込まれており、今後約50年間で約2m程度の沈下が予測されている。夢洲警察署の新築工事に伴う外周道路や周辺地盤への沈下・変位等の影響を軽減するために、建物重量と同等の重量の土を取り除く「**排土バランス**」による沈下量の低減を構造計画に盛り込むこと。（下のイメージ図参照）
- 長期的な地盤沈下により、将来道路と敷地との間に沈下差が生じることが想定されるため、歩行者や車の移動に支障を生じさせない工夫や、設備配管の引き込みの工夫等を盛り込むこと。

【液状化対策について】

- R5年9月大阪府・大阪市 IR 推進局及び大阪港湾局による「IR 区域における液状化対策に関する検討結果」によれば、「IR 事業用地の液状化層は、地下水位レベル(O.P.+5.5m 付近)から海底地盤面(O.P.-20m付近)の間に不均一に点在しており、連続性が見られない」とされており、IR区域に隣接する当該計画地においても同様であると想定されることから、**適宜、液状化対策を構造計画に盛り込むこと。**
- 夢洲警察署の建設工事期間中、計画地周辺ではIR建設工事や夢洲消防出張所建設工事など、複数の工事が輻輳することから、工事期間中の周辺道路の渋滞等についても考慮する必要がある。

（排土バランスのイメージ）



■ 提案にあたって基本的に考慮する事項

（庁舎関係）

- 一般来庁者が利用するエリアの内装木質化や、建物のZEB化等、環境配慮を盛り込んだ計画とすること。
- 警察関係車両駐車場及び設備スペースは、庁舎の地下階に設けてもよい。
- 船舶部門は、事務室や倉庫を設けること。
- 音楽隊演奏場は、楽器の演奏を行うため防音室とし、可能な限り無柱空間として天井高さ6,000mmを確保すること。
- カラーガード訓練場は、音楽隊のカラーガード隊の訓練を行うため、可能な限り無柱空間として天井高さ6,000mmを確保すること。また、音楽隊演奏場と近接させること。
- 公かい（一般来庁者が通常利用することが多い窓口であり、カウンター方式で配置された総務部門のこと）、会計部門、交通部門は低層階に設けること。これらを2階以上に配置する場合は、庁舎玄関（1階）からアクセスする一般来庁者用の直通EVを設け、一般来庁者の利用するEVフロア、廊下、便所等の動線を公かいから見渡せるようにすること。庁舎玄関（1階）と公かいのフロアが異なる場合は、カメラ等により見渡せるものとしてもよい。
- 刑事部門、生活安全部門は一般来庁者のアクセスがあるため、低層階が望ましい。ただし、一般来庁者は必ず公かいで受付し、刑事部門等にアクセスするためのEVは、一般来庁者用の直通EVと分ける必要がある。
- 留置施設はワンフロアにまとめ、中間階に設けること。なお、講堂（剣道場）、道場（柔道場）、音楽隊演奏場及びカラーガード訓練場の直下階には設けないこと。
- 被疑者の人権に配慮するため、留置施設及び取調室への動線は一般来庁者の動線と分離すること。また、被疑者が周辺建物等から視認されないようにすること。

（駐車場・駐輪場関係）

- 警察関係車両の道路から敷地への出入口は2か所設けること。
- 警察関係車両の駐車場は、本庁舎内、ピロティ下部、車庫棟など屋根及び壁に囲われていること。また機械式ではなく自走式であることが望ましい。
- 警察関係車両の駐車場は、迅速に出動できるように、庁舎の地下階または低層階に設けること。
- 警察関係車両の駐車場は、普通車両25台及び以下の大型車両を3台を設けること。また、大型車両の駐車する駐車場の天井高さは、有効3,500mm以上とすること。
 - 大型車両1（寸法：車長 9,100mm、車幅 2,390mm、車高 3,130mm（赤灯含む））
 - 大型車両2（寸法：車長11,990mm、車幅 2,490mm、車高 3,460mm）
 - 大型車両3（寸法：車長 6,990mm、車幅 2,060mm、車高 2,630mm）
- 警察関係車両の自転車置き場は、50台を屋根あり（庁舎内やピロティ下部でもよい）として確保すること。
- 一般来庁者用の駐車場は、7台以上を平面で確保し、可能な限り公かいから容易に見通せる位置に配置すること。
- 一般来庁者用の自転車置き場は、10台分を確保すること。